

○経済産業省告示第百九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年八月十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

一 「略」

二 「略」

二の二 「略」

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)

一 「略」

二 「略」

二の二 「略」

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)～(6) 「略」

- (7) 二の表のニの水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し
ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー
ダ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガ
リア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、
中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、
コスタリカ、デンマーク、ジブチ、エクア
ドル、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)～(6) 「略」

- (7) 二の表のニの水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し
ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー
ダ、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボ
ツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カ
ナダ、チャド、中華人民共和国（香港及び
マカオを含む。）、コスタリカ、チエコ、デ
ンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサル

ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨ
ルダン、クウェート、レソト、リヒテンシュ
タイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モー
リタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、
オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナ
マ、ペルー、ルーマニア、サモア、セネガ
ル、セーシェル、シエラレオネ、スワジラ
ンド、スウェーデン、スイス、トーゴ、ア
ラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグ
アイ、ザンビア

バドル、エストニア、フィンランド、フラ
ンス、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、
ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イ
ラン、ヨルダン、クウェート、ラトビア、
レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカ
ル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシ
コ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラ
グア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、
パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、
セントクリストファー・ネイビス、サモ
ア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、
スロバキア、スロベニア、スリランカ、ス
ワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、

	トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、<u>ウルグアイ</u>、ベトナム、ザンビア
備考 表中の「」の記載は注記である。	